

有識者ヒアリングで表明された 意見について

① 日本国憲法における天皇の役割をどう考えるか。

有識者ヒアリングで示された主な意見

「存在」、「続くこと」 「祈ること」を重視	御活動を重視	その他
<ul style="list-style-type: none"> ○天皇家は続くことと祈るという聖なる役割に意味がある。(平川氏) ○同じ天皇陛下がいつまでもいらっしゃるといふ御存在の継続そのものが国民統合の要となっているのではないか。御公務をなされることだけが象徴を担保するものではない。(大原氏) ○昔から第一のお仕事は国のため、国民のためにお祈りされること。(渡部氏) ○天皇様は何をなさらずともいてくださるだけで有り難い存在。(櫻井氏) ○天皇は我が国の国家元首であり、祭り主として「存在」することに最大の意義がある。「公務ができてこそ天皇である」という理解は、「存在」よりも「機能」を重視したもので、天皇の能力評価につながり、皇位の安定性を脅かす。(八木氏) 	<ul style="list-style-type: none"> ○象徴天皇の役割は、憲法でその地位を基礎づけている日本国民の総意に応えられるよう、国家と国民統合のため、自ら可能な限り積極的に「お務め」を果たされることだ。(所氏) ○天皇は「存在されるだけで尊い」とか「御簾の奥で祈るだけでいい」と祭り上げることは、かえってかつてのような神格化や政治利用につながるおそれも出てくるのではないか。(岩井氏) ○天皇が「国民統合の象徴」とされていること、しかも国旗や国歌とは異なる「人格」が象徴とされていることから、そこに何らかの「国民統合のための具体的な行為・行動」が期待されている。(百地氏) ○天皇は存在されるだけでは、「天皇が象徴である」ということに多くの国民の賛同を得ることはできず、長く続くためには国民や社会の期待に沿うあり方であることが必要。(園部氏) 	<ul style="list-style-type: none"> ○象徴としての天皇の役割とは、<u>日本国の国家としてのまとまりと長い歴史を国民主権という日本国憲法の原則を踏まえつつ、目に見える形で示すこと。</u>(古川氏) ○国民の「統合」と「権威」ということ。日本国憲法における統合という意味は、<u>精神的な統合や統合力のことを指している。</u>(笠原氏) ○現在の憲法上の規定による天皇の役割は、<u>現行どおりでよい。</u>(石原氏) ○平安時代から既にもう<u>時間・空間の抽象的支配者</u>ということで撰閣家あるいは院、あるいは幕府、こういう権力主体から擁立されている存在。(今谷氏) ○象徴であることから、<u>何らかの公務を積極的に基礎づけるとか、あるいは特定の待遇や行動規範を導いたりするものではない。</u>(大石氏) ○明治憲法における天皇が主権者であり、あるいは国家法人の最高機関であるとされ、この地位に対応した大権というものを有していたが、<u>日本国憲法では、このような地位を失い、国政に関する権能を全て否定された象徴としての地位に変わった。</u>(高橋氏)

② ①を踏まえ、天皇の国事行為や公的行為などの御公務はどうあるべきと考えるか。

有識者ヒアリングで示された主な意見

国事行為のあり方

- 国事行為は憲法で規定された天皇の職務なので維持されるべきだ。(古川氏)
- それぞれの天皇は国事行為の法的、政治的に決まっている枠組みというものは踏襲。(保阪氏)
- 「国事行為」は憲法上の公的権威者として、重要な役割であり、新天皇も基本的に引き継がなければならない。(所氏)
- 国事行為は国家機関としての天皇が天皇の意思にかかわりなく「内閣の助言と承認」により憲法で定められた儀礼的活動を行うもので削減できない。(岩井氏)
- 国事行為は原則として現状のとおり行われるべき。(笠原氏)
- 制度上は現行で特に変えるという必要はない。(石原氏)
- 天皇はその存在自体が重大・貴重なもので、国事行為・公的行為は必ずしも天皇御自身でなさる必要はない。(今谷氏)
- 国事行為の範囲については憲法に具体的な規定がある。(八木氏)
- 国事行為というのは当然の公務であり、憲法で規定されたものである。しかもそれは限定列挙されているという前提であり、限定列挙なら原則として拡張解釈は禁止される。(大石氏)
- 決定権者は別に存在し、天皇は内閣の助言と承認に基づいて、形式的、儀礼的行為としてそれを行うだけであり、その内容についての責任は内閣にあり、天皇は一切の責任を負わない。(高橋氏)
- 象徴の役割として国事行為は大変重要であり、象徴である天皇自らが行うことがふさわしく、また本来の姿。(園部氏)

公的行為のあり方

- (国事行為) 以外の公的行為は義務ではないので、天皇の年齢や健康状態により、減らしたり、取りやめたり、ほかの皇族が代行することが可能。(古川氏)
- 公務と称するものは天皇によって違うということは十分あり得るし、あって当然だし、また、なければおかしい。(保阪氏)
- 次の御代を迎えるまでに、宮内庁で「公的行為」に関する昭和と平成の実例を総点検され、新しい基準を設けてからスタートしてほしい。(所氏)
- 外へ出ようが出まいがそれは一向構わない。熱心に国民の前で姿を見せようとなさらなくても天皇陛下としての任務を怠ることにはならない。(渡部氏)
- (公的行為は、) 代々の天皇によってお考えやなさりようは変わり得る属人的なものだという面もあるかもしれない。ただ、その意味からも、皇室活動の「運用」の問題であって、天皇と補佐機関の宮内庁とで相談して決めていかれるべきものだと思う。(岩井氏)
- 公的行為は各代の天皇がその時代にふさわしいと考える行為を行うべきで、次代以降の天皇の考えによって新たに行う行為となくなる行為があつてしかるべき。(笠原氏)
- お一人お一人の天皇は、これまでも、そして、これからも、みずからの思いと使命感でみずからの天皇像を作り上げていかれるはず。そのときに求められる最重要のことは、祭祀を大切にしてくださいという御心の一点に尽きるのであり、その余の要件ではない。(櫻井氏)
- 現行で特に変えるという必要はない。(石原氏)
- 天皇はその存在自体が重大・貴重なもので、国事行為・公的行為は必ずしも天皇御自身でなさる必要はない。(今谷氏)
- 公的行為の範囲については明確な法律上の定義がなく、その時々の天皇の裁量や宮内庁の解釈に委ねられている。(八木氏)
- 確かに「陛下がいらっしゃることでそのことが有り難いのであるから、お年を召された陛下には、無理をなされず、できる範囲でお祭りだけして頂いたら良い」という考えは良くわかる。しかし、「天皇が国民統合の象徴である」という場合の「積極的・能動的機能」のこと、さらに象徴としての行為・活動こそが国民統合の象徴に相応しいとの立場に立った場合、果たしてそれだけで十分といえるだろうか。(百地氏)

- 社会儀礼的な範囲で認められるというわけで、その社会的な儀礼の範囲だから、その時々判断でよろしいのかというと、そこはある意味での皇位の安定性というのがあり、自在に伸縮できるというようなことは避けたほうがいいのではないか。（大石氏）
- 非国事行為は政治的意味を持たないように配慮する限り、天皇が自己の責任において自由に行うことができるというのが憲法上の原則。（高橋氏）
- 公的行為は、その時々国民や社会の期待と天皇のお考えによってそのあるべき姿は変わっていくこともあると考えられ、その具体的なあり方についてはその時々天皇の御意向を尊重すべき。（園部氏）

その他の行為のあり方

- 天皇家は続くことと祈るという聖なる役割に意味があるので、それ以上のいろいろな世俗のことを天皇の義務としての役割とお考えになられるのはいかがなものか。（平川氏）
- 「宮中祭祀」は久しく天皇の「私的行為」とされてきたが、「国民統合」の精神的基盤をなす「公的行為」の一つと考えられる。（大原氏）
- 「祭祀行為」も皇室の伝統継承者として、重要な役割であり、新天皇も基本的に引き継がなければならない。（所氏）
- 昔から第一のお仕事は国のため、国民のためにお祈りされること。（渡部氏）
- 求められる最重要のことは、祭祀を大切にしてくださいという御心の一点に尽きるものであり、その余の要件ではない。（櫻井氏）
- 現行で特に変えるという必要はない。（石原氏）
- お祈りのほうは長い伝統では大した問題ではない。天皇は神に近い存在だから、鳥居の下をくぐらない。したがって、祈祷よりもはるかに時間、空間の抽象的支配者であって、国民を格付けする総本山であって、要するに抽象的支配者であるということの存在自体が重要。（今谷氏）

③ 天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として何が考えられるか。

有識者ヒアリングで示された主な意見

公的行為等を縮小（削減、代行等）すべきとの意見

- 国事行為以外の公的行為については、適宜ほかの皇族の方が代行すればよいのではないか。（古川氏）
- 昭和天皇の最晩年にも実施されてきた（皇太子＝今上天皇はじめ各皇族方による分担）になって、まず量的な軽減をはかるとともに、方式も随時改める。（大原氏）
- 「公的行為」は新しい基準を設定して、例えば恒例の三大行幸や国家的・国際的な儀式・行事等へのお出まし以外は、ほかの成年皇族が可能な限り分担することを検討されたらよい。ただ、その場合でも、現に皇位を担っておられる天皇陛下の御意向を尊重しながら進められることが、何より肝要。（所氏）
- （公的行為は）いわば「自発的な運用」の問題であって、一律にスキームを決めて当てはめて削減・軽減するのは難しいのではないか。天皇と補佐機関の宮内庁との間で適時適宜に「運用」を相談されるべきもの。「その他の行為」についても同様。（岩井氏）
- 何らかの基準なり、あるいはこれを法令という形で定めることによって、天皇の御意向を前提としながらも政府がある程度公的行為をコントロールできるような基準を作って公務の負担の軽減を行う、あるいは訪問先あるいは行事の主催者の意向によって天皇ではなく皇族方に御依頼していただくという方向に変えていくというようなことが可能。（笠原氏）
- 御負担を軽減するために、祭祀、次に国事行為、そのほかの御公務にそれぞれ優先順位を付けて、天皇様でなければ果たせないお役割を明確にし、そのほかのことは皇太子様や秋篠宮様に分担していただくような仕組みの構築が大事。御高齢の両陛下の御負担を政府、政治家、国民の側の自制によって減らしていく努力が大変重要。（櫻井氏）
- 御高齢となられた場合などで負担を軽くする方法として、公的行為の範囲を縮小することも考えられる。（石原氏）
- 慰問は極力おやめになり、おことばだけで十分。被災地慰問などはこれから思い切って減らすべき。（今谷氏）
- 今後の御代替わりに当たって第一に検討されるべきことは、拡がった公的行為を整理・縮小し、身軽にして次代に継承すること。（八木氏）
- 公的行為（象徴行為）については、その本義に立ち返り、象徴としての天皇の地位・役割に相応しい行為に絞っていくのが望ましい。（百地氏）

○国事行為に伴って必然的に随伴する行為あるいは事務が考えられ、国事行為そのものではないので準国事行為と表現する。国事行為と準国事行為は天皇みずからがおやりになり、その他の行為はできるだけ皇族のほかの方々にやっていただくというのが1つの線引きとしてはあり得る。(大石氏)

○国事行為については、その全てを天皇がみずから行う必要があるわけではない。単なる儀礼的な行為は大幅に削減できるのではないか。法律上の公的行為については、行うかどうかは天皇自身の判断次第であり、無理をしないで可能な範囲で行うことで対処し得る。(高橋氏)

○象徴としてのお務めのあり方については、天皇陛下のお考えを尊重すべきであり、その軽減が強制となるようなこととなってはいけない。お気持ちの面での「御負担」を軽くする方法としては、象徴の地位を皇嗣にお譲りいただくことが考えられる。御身体の面での「御負担」を軽くする方法としては、御年齢や御体調に応じてお務めを量的に減らし、お務めの時間が一定以内に収まるよう基準を設けることが考えられるが、結局のところ、象徴の地位を皇嗣にお譲りいただくことが最も有効ではないかと考えられる。(園部氏)

公的行為は不要との意見

○出歩くことの難しくなられた陛下が在位のままゆったりとお暮らしいただき、お住まいの中で「とこしへに民やすかれと」とお祈りしていただく方が有り難い。(平川氏)

○お休みになって宮中の中でお祈りくださるだけで十分。(渡部氏)

- ④ 天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第5条に基づき、摂政を設置することについてどう考えるか。

有識者ヒアリングで示された主な意見

摂政に肯定的な意見

- 退位せずとも高齢化の問題への対処は摂政でできるはずで、もしご高齢を天皇の責務免除の条件として認めるのであれば、それで問題はすむ。上皇とその周辺と新天皇とその周辺との関係が摂政設置の場合の人間関係より良く行くかといえはその保証はない。(平川氏)
- 摂政を置くことによって、いわば御存在ということから来る天皇の象徴としてのありようを支えることになるのではないか。生い立ちは違うけれども、同じように明治になって採用された一世一元の制、つまり、天皇御一代の間に元号を変えないということとも適合する。(大原氏)
- 皇室典範どおりに天皇陛下は年号も変えずにそのまま宮中におとまりになってお祈りくださり、皇太子殿下が摂政になるのが一番いい。(渡部氏)
- 摂政の設置を定める規定を柔軟に解釈することも考えられる。既に有識者会議で提起された医学的な見地から、高齢化に伴う肺炎などの疾患による死亡の急増を視野に、摂政設置の要件である「重患」の柔軟な解釈も検討すべき課題であろう。(笠原氏)
- 御譲位ではなく摂政を置かれるべきだと申し上げざるを得ない。皇室典範第16条2項に「又は御高齢」という五つの文字を加えることでそれは可能になるのではないか。(櫻井氏)
- 必要性が長期にわたるような場合は、摂政の設置ということでもいいのではないか。(石原氏)

摂政に否定的な意見

○近代日本の摂政設置については次のような特徴があった。(イ)大正天皇の病いを国民に伝えたときの発表文の非礼(ロ)皇太子(のちの昭和天皇)の複雑なご心境(ハ)摂政の性格の曖昧さ(ニ)摂政の国事行為の不透明さ(ホ)その他(国民の反応など)

こうした現実を検討していくと、そこにはきわめて微妙な問題がある。さらに大正10年11月から大正15年12月25日の大正天皇崩御までの5年間は、「天皇という存在の二重性」が明らかになり、実際にこの間は、天皇の存在が曖昧な形になっている。(保阪氏)

○今上陛下は、「国事行為」も「公的行為」も「祭祀行為」も全て可能な限り公平に自ら全身全霊で実行してこられたが、その負担を軽くしてほしいなどということは、一言もおっしゃってない。(所氏)

○現行の憲法・典範でも摂政は「象徴」ではない。主に天皇の意思能力がほとんど失われたときに置かれるもので、機能を失った象徴と摂政宮が併存する状態が続くことになる。摂政は法的にも国事行為は代行できても、天皇の意思に基づく公的行為がそのまま直ちにできるというわけではない。超高齢化時代となって、天皇の伝統の中核とされている新嘗祭が不完全なまま長年月経過すること、天皇と摂政の「象徴の二重性」が出来することも考慮に入れるべき。(岩井氏)

○現状では摂政設置などの状況ではない。摂政設置は必ずしも必要ないのではないか。(今谷氏)

○今上天皇の現状は御高齢であっても「精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができない」状態ではないと考えられる。(八木氏)

○天皇の御意思がはっきりしている状態で摂政が置かれ、天皇が御公務から離れられた場合には、国事行為の臨時代行と違って、長期間にわたる可能性も高く、「国民統合の象徴」が事実上分裂する恐れがある。(百地氏)

○昭和天皇の摂政時代は、皇太子と摂政との資格の区分けなど公務遂行の複雑化を招いたが、高齢天皇との併存はより複雑となり、望ましくない。国事行為・準国事行為のほかその他の公人的行為まで広く行うことを求めることができるか疑問。(大石氏)

○御高齢による摂政設置は、天皇自らが国事行為をすることができる場合にも設置することになることも想定され、その場合は象徴である天皇に対して象徴としての大切なお務めをいわば禁ずることになり、失礼な対応になるのではないか。長期化すると、天皇と摂政のお二方が象徴であるような姿になったり、あるいは天皇と摂政のいずれが日本国及び日本国民統合の象徴としてふさわしいのか、分かりにくい状態が長く続くことが懸念される。(園部氏)

その他

○皇室典範の条文にある趣旨から、高齢という理由だけで設置するのは難しいのではないか。しかし、医学的に国事行為の遂行が困難と判断されるような状態になった場合には設置できるのではないか。（古川氏）

○天皇の意向に基づいて摂政を置くことができるというようにするためには、皇室典範の改正が必要。（高橋氏）

⑤ 天皇が御高齢となられた場合において、御負担を軽くする方法として、憲法第4条第2項に基づき、国事行為を委任することについてどう考えるか。

有識者ヒアリングで示された主な意見

委任に肯定的な意見

- 国事行為については、国事行為の臨時代行に関する法律を活用して適宜負担軽減をはかる。当面の天皇の負担軽減策として、時期あるいは項目を限って活用することなどが可能ではないか。（古川氏）
- 「国事行為の臨時代行に関する法律」の第2条で、「天皇は、精神若しくは身体の疾患又は事故」というところに「高齢」という文言を入れるのであれば、それは一つの立法策だと思う。そのときは国事行為の「臨時」という文言を削除し、「国事行為の代行に関する法律」というようにして、「高齢」を追加する。（大原氏）
- 柔軟な要件が設定されている国事行為の臨時代行に関する法律を拡大解釈し、内閣により弾力的に運用することで公務の負担を軽減することもできるだろう。（笠原氏）
- 必要性が短期の場合には現行憲法にある第4条第2項の規定に基づく国事行為を委任するということでもいいのではないか。（石原氏）
- 御老齢の陛下の代行としてはふさわしい。この規定をあるいは拡大して、公的行為にとりましてもこの規定を拡大して御老齢の代行措置として対応したらいいのではないか。（今谷氏）
- 現状を鑑み、最も現実的な対応策であり、しばらくこれで様子を見ることも考えられる。（八木氏）
- 国事行為については、国事行為の臨時代行制度があるから、適宜、これを利用して、皇太子殿下以下の皇族方に委任すべき。（百地氏）
- 高齢により全てをみずから行えなくなったことを国事行為の臨時代行に関する法律の第2条1項で言っている事故にのみ込むということは解釈上可能。（高橋氏）

委任に否定的な意見

- 昭和天皇におかれては昭和63年のある時期からは、御政務がとれないために、政務代行を置くという形になっている。今上天皇はそのような状態を、人道的視点で納得することはできない旨を今回のメッセージに託されたように思う。（保阪氏）
- 今上陛下は、「国事行為」も「公的行為」も「祭祀行為」も全て可能な限り公平に自ら全身全霊で実行してこられたが、その負担を軽くしてほしいなどということは、一言もおっしゃってない。（所氏）
- その他の公人的行為については、法的に定義されたものでなく、その範囲を画定することはできないため、そもそも委任という考え方になじまない。仮にその他の公人的行為まで委任がありうるとしても、現行法は特定人にすべての権能を包括的に委任する仕組みをとるため（国事行為臨時代行法）、その縮減がない限り今度はその特定人の加重負担になるおそれがある。（大石氏）
- 基本的には「摂政」設置と同様であり、御高齢となった天皇への御負担軽減方法としてはふさわしくないと考える。（園部氏）

⑥ 天皇が御高齢となられた場合において、天皇が退位することについてどう考えるか。

有識者ヒアリングで示された主な意見

退位に肯定的な意見

- 生前退位は、皇位継承の安定性確保のためには避けたほうがよい。しかし、皇位継承の安定性が多少とも損なわれる可能性を承知の上で、国民の意志として、天皇の意向である生前退位を認めるのであれば、それを否定すべき理由はない。現行制度を続けるのが象徴天皇制の安定的継続には最も適している。（古川氏）
- 人間的な側面、あるいは人道的側面を考えたい。基本的に何らかの条件の下で生前退位というのが容認されるべき。少なくとも皇統を守るという自らの存在と歴史的な位置づけの中でも発言ができないというのは、やはり何かそこに大きな錯誤があるのではないか。（保阪氏）
- 今上陛下が高齢による譲位を決心され希望しておられることは明白であること、また、それが現実的に必要であり、しかも有効だと判断されることから、「高齢譲位」を積極的に支持する。天皇は世襲の身分と象徴の役割を代々継承される至高の存在であるから、「国事行為」も「公的行為」も「祭祀行為」も自ら担当できる体力・気力・能力を有する皇嗣、つまり皇位の継承者が確実におられなければ、安定的に続くはずがない。「高齢譲位」であるから、余計なこと（弊害）を心配する必要がない。むしろ、それによって天皇の地位と象徴の役割を次の世代に譲り渡し、代々継承していける可能性を開くことができる。（所氏）
- 天皇の崩御継承あるいは終身在位というのは残酷な制度だ。高齢譲位の選択肢は設けるべきだ。譲位により上皇や院政の弊害が生じるとか、恣意的、強制的な退位があり得るといった心配は考えにくい。国民主権下でのコンパクトな象徴天皇制が定着し、高度な情報化社会が進んだ現代では考えにくい。（岩井氏）
- 昭和天皇の崩御に伴う大喪の礼と今の陛下の御即位の礼と両方を担当させていただいたけれども、そのときの陛下の御負担などを目の当たりにし、陛下が御高齢となられた場合に天皇が退位するということは認めるべきであると考えている。ただし、皇室制度の安定性を確保するという意味からも、御退位を認める場合は、主要な事項は法律で定めるということが必要。（石原氏）
- 万一、高齢となられた天皇が長期間病の床に臥せられたり、病気が長引いた場合には、「国民統合の象徴」としての行為・行動が叶わなくなるばかりか、御病状等がマスメディアによって報道され続け、天皇の「人間としての尊厳」が侵害され、さらに「天皇の尊厳」そのものさえ侵されかねない。その意味で、従来からの「終身制」は維持しつつ、あくまで「高齢化社会の到来」に対応すべく、例外的に「譲位制」を認めることについては賛成。（百地氏）

○男子の平均寿命が80歳を超える高齢社会、そういう今日では、天皇の終身在位制というのはかなり広い範囲の公務の遂行ということとはどうも両立しがたいのではないか。皇位継承の問題というのは、私的な側面もあるわけだから、その点への配慮というのも必要で、退位の意思の表明というのが憲法で言う国政に関する権能そのものの行使に当たるかということ、必ずしもそうは言えない。（大石氏）

○憲法は退位制度自体を禁止しているかということ、そうではない。御高齢となったとき、国会あるいは皇室会議の承認を得て退位するという制度自体は憲法上、許されていると解する。しかし、象徴的行為が十分に行えなくなったから退位するのだというのは憲法の趣旨に反するのではないか。（高橋氏）

○象徴天皇制度を長く続けるためには、象徴に対する国民のさまざまな期待やその時々のお考えのあり方についてのお考えに対応できるよう、譲位という選択も可能な仕組みにすべき。

下記の点からも望ましい。

i)国民の支持する象徴のあり方を将来に向けて維持していくためには、象徴のお務めが困難になった場合、天皇の意思により自らのお務めを象徴の地位とともに皇嗣にお譲りになり即位された新天皇がその意思により国民が期待する象徴としてお務めをなさることを可能にすることが、望ましい。

ii)天皇が高齢となり健康面が必ずしも万全でない場合、制度を担う方の御負担を軽くし、象徴天皇制度の安定的継続に資することになると考えられる。即位される方が、かなりの御高齢になることも予想され、こうした懸念を避けるため、崩御に加え譲位を皇位継承原因とすることに意義がある。（園部氏）

退位に否定的な意見

- 元天皇であった方には、その権威と格式が伴う。そのために皇室が二派に割れるとか勢力争いが起きやすくなる。今回の御発言の結果、もし超法規に近い「今の陛下に限り」などという措置が講ぜられるならば、悪しき前例となる。そのために125代続いた皇統が内から崩れるようなことになれば、皇室を護持してきた国民のいままでの努力は烏有に帰するかと不安である。（平川氏）
- 憲法制定議会で最終的に退位を認めなかったことをそのまま政府は継承した。要するに退位は否定する。その理由として次の三つを挙げる。まず歴史上いろいろな弊害があった。上皇・法皇の存在。二つ目は、必ずしも天皇の自由意思に基づかない退位の強制があり得る。3番目は、恣意的な退位は現在の象徴天皇、つまり、国民の総意に基づいて天皇の地位が法的に基礎づけられている、そういう象徴天皇にそぐわない。これが政府の答弁として一貫してきている。この点の認識は最も重要である。（大原氏）
- （明治時代に旧皇室典範を明文化する際、）日本の皇室に対して危険が生ずる、あるいは思わしくないことが生じたのは常に天皇が生前譲位なさったときであるという結果になった。皇室典範には一条一条、明治天皇が御臨席になってこれでいいだろうとおっしゃった。これは決して簡単に変えてはいけないものである。皇室というのは現状だけで考えてはいけない。（渡部氏）
- 天皇と前天皇が共存することで国民の混乱を招きかねず、憲法が定める象徴としての国民統合の機能が低下するおそれがある。皇族の減少への対応や皇位継承問題など、今後取り組むべき課題の議論に入る前に、天皇の制度そのものが不安定になってしまう懸念がある。安易な退位の制度化は法律全体の体系性を損ないかねない。これまで政府見解によって示されてきた退位の制度がなぜ皇室典範に設けられていないのかという理由（上皇の弊害、強制的退位、恣意的退位）についても、180度変えるような議論もあろう。（笠原氏）
- 国民統合の求心力であり、国民の幸福と国家安寧の基軸である皇室には、何よりも安定が必要。そのような考えで先人たちは譲位の道を閉ざしたのではないか。国のあり方については、長い長い先までの安定を念頭に置いて、あらゆる可能性を考慮して、万全を期すことが大事。目の前の状況や視点に過度な影響を受けることは回避するのが賢い道だと思う。お年を召した天皇皇后両陛下への配慮はとても大事だけれども、そのことと国家のあり方の問題、これはこの際分けて考えなければならない。両陛下に対する国民の圧倒的な親愛の情と尊敬の思いを基盤にして御譲位を実現とした場合、憲法に抵触するおそれのある決定に踏み込む可能性はないのか。（櫻井氏）
- （国民の目が）新天皇ではなくて退位された前天皇のほうに向く可能性がある。そうなると権威の分裂ということがあり得る。これはゆゆしき事態であるとともに、天皇の権威自体をおとしめることにもなりかねない。与野党の見解が分かれており、既に政治問題化しかかっている。与野党一致するまで見送りが相当ではないか。（今谷氏）
- 退位を排除する理由は主として、①自発退位や強制退位など、退位には政治利用の可能性があり、国民を対立・抗争の関係にする、②自由意思による退位を認めると同じく自由意思によって次代の即位拒否、短期間での退位を認めなければならなくなり、皇位の安定性を揺るがし、皇室制度の存立を脅かすということである。退位後の前天皇と新天皇の両立となり、国民統合の象徴が二元的になる可能性がある。国民の支持・敬愛の対象が分裂・対立する可能性も生ずる。（八木氏）

⑦ 天皇が退位できるようにする場合、今後のどの天皇にも適用できる制度とすべきか。

有識者ヒアリングで示された主な意見

皇室典範改正により退位を制度化すべきとする意見

- 特措法に関しては、特に急ぐことを理由にしてしまうと、陛下の意向との関係で憲法に抵触する可能性があるのではないか。皇室典範の改正が上策。（古川氏）
- 憲法は皇位継承について「法の定めるところにより」とせず、特に国会の議決した「皇室典範の定めるところによる」と明示している。特別法は、特別法でどうにでもなる前例を作り、典範の権威・規範性を損なうということではないか。高齢化に対応する譲位に論点を絞り、天皇の高齢、本人の意思、皇室会議での承認といった条件を付ければ典範本法の改正はさほど難事とは思えない。世論も譲位容認が9割、将来の天皇にも適用が7割と圧倒的に典範改正を支持している。当面は特別立法、将来は本法改正という2段階では、過去の経験から見て、当面の対処が済めば機運がしぼんで先送りとなるおそれがある。本法改正はどこがそんなに難点があってどこがそんなに難しいのか。特別法でもできますよというのではなくて、特別法にすべきだ、なぜならば、ここにハードルがあるから時間がかかるのだというところが納得いく説明をしていただかないと。（岩井氏）
- 恒久的なものに制度改正をしたほうがいい。構造的に高齢を理由とする執務不能というような事態は繰り返し起こり得る。その都度、特例を設けるとするのは、妥当でない。特例法という場合には、いわば規範の複合化を招く事態になる。憲法が特に国会の議決した皇室典範と言っており、議会制定法という単一の法的な形式を指定するというだけではなく、特定の名称、単一の名称まで特定しているわけだから、それに合致しない嫌いがある。
退位事由の定め方については、「高齢」の程度をめぐる解釈は一様でなく、「みずからすることができない」との判断は一律の判断になじまないので、明文化する必要はない。大事なことは、手続をきちっと明確化するということで、高齢を理由に退位の意思があるということを前提にし、皇室会議で特別多数を求める。（大石氏）

皇室典範に根拠規定を置いて特別法により退位を制度化すべきとする意見

- 皇室典範に例外的な譲位を認めるための根拠規定を置き、それに基づいて特措法を制定し、天皇の譲位をお認めする。以下（「天皇は、高齢により公務をみずからすることができないときは、その意思に基づき、皇室会議の議を経て、譲位できる。譲位があったときは、皇嗣が直ちに即位する。」）の趣旨の規定を定める。その上で、後日、皇室典範の改正を、その是非も含めて慎重に審議すべき。（百地氏）

当面一代限りの退位を特別法で認める意見

- 皇室法という名において法的な場でもっと誠心誠意深く吟味して議論する必要がある。しかし、それが今日、明日の問題で解決するとは思えない以上、特例法やむなしというように思うが、特例法は皇室典範改正を前提とした特例法のつくり方と、特例法のみでつくる法律とは本質的な意味が違う。皇室典範の改正を前提としつつ、特例法を条文化する、新たな法律としてつくり上げていくというようにすることが必要。例えば80歳、85歳、いろいろな年齢で切って、そのときそのときに天皇ご自身の意思と国民の特に政府を中心とする政治の第三者機関との間の調整というのを行っていく必要がある。（保阪氏）
- 当面は今上陛下の「高齢譲位」を可能とする特別法を迅速に成立させるほかない。ただ、将来的には、皇室典範を改正して、従来どおりの終身在位の道と今回のように正当な理由の明白な譲位の道とを可能にする。（所氏）
- 将来にわたって御退位を認めるということについては結論を得るのに時間を要すると思われるので、この問題については多くの国民がその辺でいいのではないかという大方の合意が得られる方法として、早くこの問題について結論を得るためにも、当面の措置として皇室典範の特例とすることが適当ではないか。将来皇室典範を改正する場合には、「精神若しくは身体の重患又は重大な事故」によりご公務を行うことが困難になられたと認められる場合にも退位することを認めることとし、ご高齢となられた場合も含め、天皇が退位することが認められるための要件については、年齢、精神若しくは身体の重患、重大な事故の程度内容を具体的に定めるべきである。これらの要件に該当するか否かの認定は、皇室典範の規定による皇室会議が医師その他専門の知識を有する者の意見を聞いた上で行う。（石原氏）
- 憲法は皇室典範という単一法典で定めることを要求しているのではなく、法律で定めることを要求しているにすぎない。法律は、一般法であるべきで、個別的事例を対象としてはならないという議論もあるが、天皇制自体が特例的性格のものであるから、一般原理は妥当しない。私自身は、個別法律も他の憲法原理（例えば平等原則）に反しない限り許されると解しており、天皇に対して平等原則の適用はないから、特例法あるいは特例規定に憲法上問題はないと解する。（高橋氏）
- 「恣意的な退位を回避する」ことを譲位の要件として定めることについて、検討に時間がかかることが懸念される。また、天皇が象徴として時代時代の国民や社会の要請にどのように応えていくべきかといった具体的な対応のあり方については、各代により天皇のお考えも異なり、また国民の期待するあり方も変わっていくことが考えられ、譲位という皇位継承のあり方についても、その時々の天皇と国民の判断に委ね、あらかじめ制度化する必要はないとの考えもあり得る。
したがって、まず特別措置法で今上陛下の譲位を可能にし、引き続き皇室典範の改正による譲位制度導入の是非を議論すればよいのではないかと。（園部氏）

皇室典範改正及び特別法の両方に否定的な意見

- 退位は避けるべきである。退位をどの天皇にも適用できる恒久制度として設けると皇位の安定性を大きく揺るがし、皇位は不安定になる。特別措置法については、法律は普遍性・一般性を伴い、特定の天皇を対象にした立法は不可能である。（八木氏）

⑧ 天皇が退位した場合において、その御身位や御活動はどうあるべきと考えるか。

有識者ヒアリングで示された主な意見

退位後の御身位・称号

太上天皇・上皇との意見	太上天皇・上皇という称号を用いるべきでないとの意見	その他
<p>○太上天皇、ないし通称の「上皇」とされるだろう。皇太后の敬称は「陛下」であるから、上皇の敬称も「陛下」。身分は、内廷皇族、天皇の御家族。再び皇位を継承したり摂政に就任する資格はあり得ない。序列は、天皇・皇后、その次に上皇・皇太后という並び方。（所氏）</p> <p>○天皇の呼称は太上天皇、敬称は陛下。天皇家の御身位は徳仁天皇、明仁太上天皇、雅子皇后、美智子皇太后となる。皇室経済法上の内廷皇族とすべき。（岩井氏）</p> <p>○退位後の天皇は「太上天皇」と称し、皇后は皇太后。「太上天皇」は皇位継承権を有しない。「太上天皇」は摂政にならない。（八木氏）</p> <p>○現行憲法は政教分離原則であり、宗教的なものに由来する名称を用いるのは妥当でない。太上天皇、上皇と言うほうがふさわしい。敬称は「殿下」とするのが望ましい。（大石氏）</p> <p>○譲位後の天皇は、我が国の歴史に鑑み、「太上天皇」又は「上皇」と称することがふさわしいと考える。なお、歴史の教科書等では「上皇」と記される例が多く、上皇の方が、一般的でありなじみやすいと思われる。宮中での公式のお立場は、天皇に次ぐことになるのではないか。敬称は、そのお立場の点からも、歴史的観点からも、「陛下」がふさわしい。（園部氏）</p>	<p>○完全に引退していただくというのが事実上そういう形になるというのがよい。名称に関しても上皇ではなくて前天皇、元天皇。（古川氏）</p>	<p>○憲法上、特に守るべきルールというようなものはない。立法政策の問題であり、皇族を離れることから、皇族にとどまり、かつ、特定の称号を定めることまで含めて、いろいろな仕方があり得る。（高橋氏）</p>

退位後の御活動

退位されたことを踏まえ天皇が判断との意見	退位後の御活動は抑制的であるべきとの意見
<p>○高齢ゆえに象徴天皇としての役割を全て皇太子殿下に譲渡されるのだから、新天皇のお務めに<u>直接関与されるはずがない</u>。おそらく公的行為の一部に臨席されるかもしれないが、「<u>私的行為</u>」が中心。御趣味のチェロ。私的な御旅行や御所への御招待。（所氏）</p> <p>○活発な活動を展開され、象徴の二重性が出ることを心配する方もいるが、<u>宮廷費で適切な制約が確保されれば</u>いいし、高齢の両陛下もそのような院政めいた「<u>老後</u>」はお考えになっていない。御活動は他の皇族方と同様の位置づけ扱い。（岩井氏）</p> <p>○上皇となられる方がどのようにお振る舞いになるかは、<u>御本人のお考えによるべきもの</u>。（園部氏）</p>	<p>○退位後の御処遇については、憲法の規定に鑑み、<u>国民統合の象徴が退位した方のほうに実質的に移ることがないような方策を講じるべき</u>。（古川氏）</p> <p>○退位された天皇は、<u>国事行為はもちろん、公的行為も行わない</u>ということが原則。（石原氏）</p> <p>○政治色を伴う活動はできない。<u>国民の支持・敬愛の対象が新天皇との間で二元化しないように注意しなければならない</u>。退位前の公的行為を引き続き行う場合は御活動に制約を設ける必要がある。（八木氏）</p> <p>○原則として<u>公務はされず</u>、新しく即位された天皇を背後で支えていただくのが望ましい。（百地氏）</p> <p>○<u>国事行為、準国事行為では法的になし得ない</u>。その他の公的行為からも一切退くというのが筋としては正しい。（大石氏）</p> <p>○皇族を離れるというような定めをする場合には、<u>政治的行為を控える</u>ということが必要ではないか。（高橋氏）</p>

退位に伴う儀式、退位後のお住まい、退位後の補佐組織

<p>○お元気な天皇陛下から譲位の「<u>おことば</u>」を述べられる。ついで、皇位の継承に不可欠な<u>剣璽、宝剣と神璽を、皇嗣の皇太子殿下に直接お渡し</u>になる。さらに、それで踐祚されたことになる新天皇から前天皇に<u>尊号を奉られる</u>、という三つの要素を実行。内廷皇族の上皇・皇太后が生活されるにふさわしいお住まいでなければならない。（所氏）</p> <p>○お住まいは「<u>仙洞御所</u>」と呼ぶ。当直体制に必要な侍従、女官、侍医、大膳などの職員の配置は配慮されるべき。かつての皇太后宮職よりは大ぶり、今の東宮職よりは小ぶり。（岩井氏）</p>
--